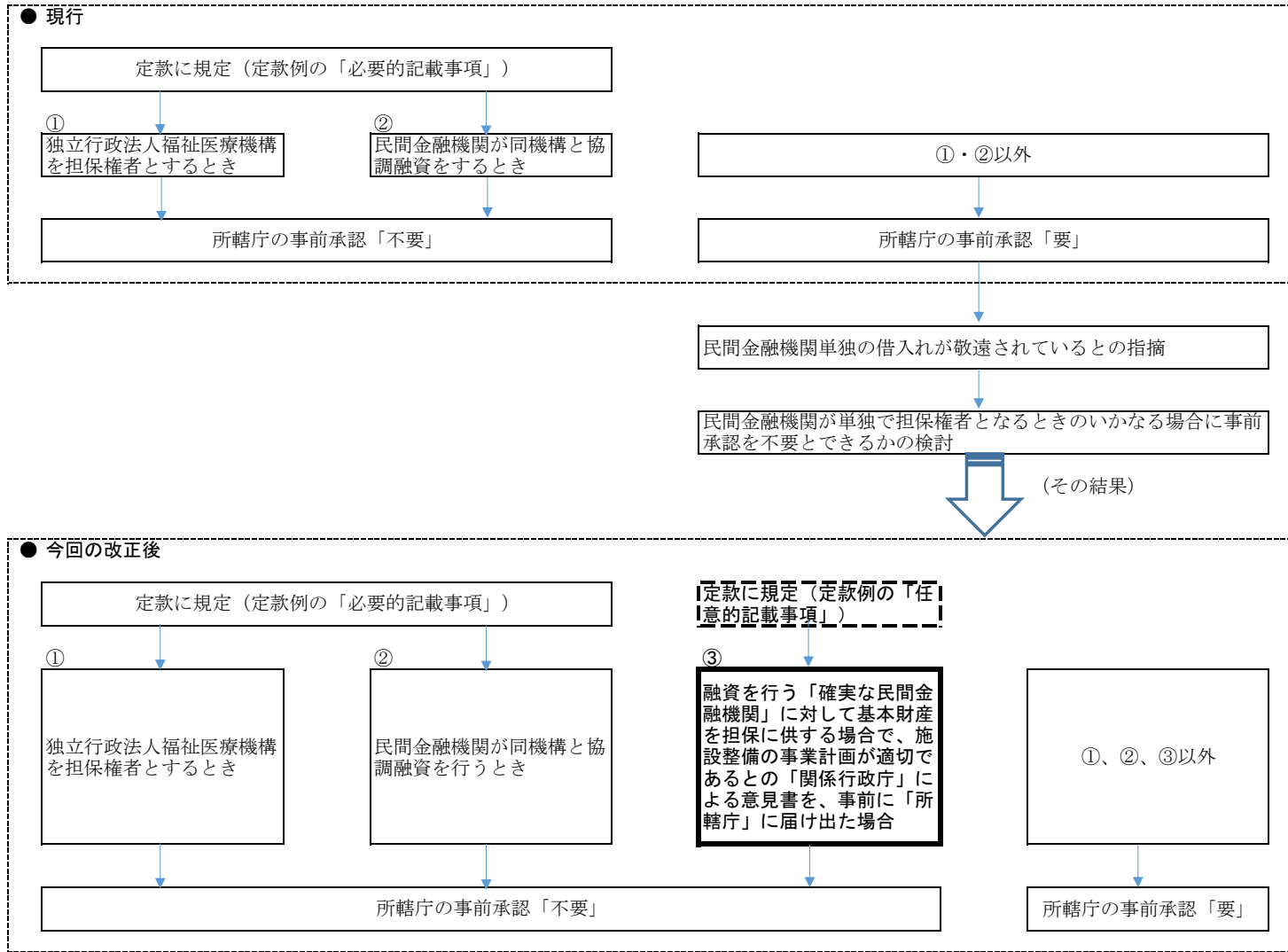


社会福祉法人が施設整備資金を借り入れるに当たっての「基本財産への担保設定」の在り方の見直し



（注意）

③の選択肢をとるか否かは、定款例の当該規定が「任意的記載事項」ですので、法人の任意となります。  
 「現行」のままでいくか、あるいは「今回の改正後」でいくかの検討が必要になります。  
 仮に、③の選択肢をとる場合は、資金の借入れ前に、定款を変更（定款に③の規定を追加）しておく必要があります。

改正後の定款例第29条第3号